

**G-5.**

# **コンポスト化可能グリーンプラ製品基準**

**2002年10月**

**2009年10月改定**

**日本バイオプラスチック協会**

## まえがき

グリーンプラ製品が、生ごみなどの有機質廃棄物と共にコンポスト化施設に投入された場合に、正常なコンポストの生成を妨げることなく分解することを以下に定める基準により判定して、そのグリーンプラ製品に当協会が定めるシンボルマークの使用を許可することにより、一般消費者が容易に識別できるようにする。

## 1. コンポスト化可能(判別)製品基準

- (1) 当協会識別表示制度によるグリーンプラ製品であること。
- (2) 2. 1に規定する試験法によるグリーンプラ製品のコンポスト化時の分解性試験で得られたコンポスト化物を 2mm 目の篩で篩い分けして、篩の上に残ったグリーンプラ製品の残存量（乾燥重量）が投入グリーンプラ製品量（乾燥重量）の 10% 以下でなければならない。
- (3) 上記 (2) のコンポスト化時の分解性試験で得られたコンポスト化物の 2.2 に定める植害試験において、発芽率、生育量がblankコンポスト化物の 90 % 以上であること。
- (4) 適用除外：
  - 1) 特定の形状で本基準に適合すると認められたグリーンプラ製品は、厚みが同等以下かあるいは表面積に対する重量割合が同等以下の他の形状において、本基準に適合しているとみなすことができる。
  - 2) グリーンプラ製品が容器・包装であって内容物と共に使用され、その内容物がコンポスト化に不適なものであり、且つ使用後の該容器・包装に付着している可能性がある場合は、そのグリーンプラ製品については本基準の対象外とする。

## 2. 試験法

### 2. 1 分解性試験

- (1) グリーンプラ製品のコンポスト化過程における分解性試験は、次のいずれかの試験法によって行う。
  - ・ ISO 16929 「プラスチックパイロット規模試験における規定のコンポスト化条件でのプラスチック材料の崩壊性の評価」  
(備考：140 L 以上のコンポスト化槽による試験)
  - ・ ASTM D 5338 「制御されたコンポスト化条件でのプラスチック材料の好氣的生分解」  
ただし、試験試料調製については ASTM D 6400 の 6.1 による。  
(備考：2～5 L のコンポスト化容器による試験)
  - ・ ISO 16929 の試験の Validity 条件を満たす（自治体等の）プラント規模のコンポスト化施設による試験  
ただし、試験試料調整等については、ISO 16929 に準じて行い、試料ネット（袋）を使用する場合は、生分解性の無い PE 等のプラスチック網で、耐熱性が120℃以上、網目のメッシュは1mmで容量が20リッター以上の袋状のものをを用いる。
- (2) 上記試験法は、その最新の規格によるものとする。

## 2. 2 植害試験法

- (1) OECD 化学品ガイドライン 208 に基づいて行う。ただし、植物種は OECD 208 に挙げられた3つのカテゴリーの中の二つから少なくとも2種類の植物とする。
- (2) もしくは、総理府通達5005号(農蚕)で定められる「こまつなを用いた植生試験」に基づいて行う。
- (3) ブランク土壌に20%および50%(重量/重量、容積/容積、記録に残す)のコンポスト化物を混合したもので試験する。
- (4) グリーンプラ製品(試験試料)を添加せずに平行してコンポスト化したコンポスト化物をブランクコンポスト化物とする。

## 3. シンボルマークの表示

本基準に適合すると判定されたグリーンプラ製品への「コンポスト化可能」の表示は、50%以上の住民がコンポスト化施設の利用が可能な地域に於いてのみ可能であり、その表示位置はグリーンプラマークの下部とする。

## 4. 補足

- (1) 自治体施設等で整備・稼働しているコンポスト化プラント(\*)で有機性廃棄物と共にコンポスト化処理され、処理物の材質が肥料取締法に適合している事、及び品質が小松菜試験で正常である事が認定されたグリーンプラ製品を対象とする
- (\*) 2. 1 (1) に於いて引用されている規模を持った施設であり、自治体が管理運営している施設、自治体から管理運営を依頼若しくは委託されている施設、或いは民間企業が管理運営している施設が対象であり、4. (3) の規定を満たした施設。
- (2) コンポスト化の処理条件や求められるコンポストの品質等は、個々のコンポスト化施設によって異なることが予想される。従って、コンポスト化可能グリーンプラ製品基準に適合する製品と認証されたものであっても、実際に使用する場合は、有識者若しくはコンポスト化業務経験者の判断に従うものとする。
- (3) 日本における「コンポスト(品質)規格」が確立された場合は、それに応じた本基準の改定を行うものとする。

### 附則

- (1) 上記認定製品の対象になった施設、及び評定者については当事者の了解の下で「グリーンプラ識別表示制度認定試験機関/評定者」として「グリーンプラ識別表示制度規約」に、対応認定製品を指定して明記する。
- (2) 上記の認定機関は、ISO16929に対応するJIS制定後に試験機関が整備される迄とし、以後は改めて同JISに基づく認定試験機関(試験施設)による検証を必要とする。
- (3) 但し4. (1) 記載の施設が附則(2)記載の試験機関として認定されれば、改めての検証は必要としない。